

議案第 42 号

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例(平成 22 年橋本市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 この条例に定める小中学生医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する小中学生(以下「対象小中学生」という。)の保護者をいう。ただし、次に掲げる者は除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他法令等により医療費の全額を公費で負担される者</p> <p>(受給資格者の認定)</p> <p>第 4 条 小中学生医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に小中学生医療費受給資格認定の申請をし、その認定を受けなければならない。</p> <p>(支給)</p> <p>第 5 条 市長は、前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が対象小中学生の受けた保険給付に係る一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払額に相当する小中学生医療費を支給するものとする。ただし、医療保険各法に基づき規約若しくは定款又は他の法令等により医療費の給付を受ける場合は、当該給付額を控除した額とする。</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>第 2 項の申請は、対象小中学生が保険給付を受けた日の翌日から起算して 5 年以内に行わなければならない。</p> <p>第 3 略</p> <p>第 4 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者が医療機関等に支払うべき一部負担金をその者に代わり、当該医療機関等に支払うことができ</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 この条例に定める小中学生医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する小中学生(以下「対象小中学生」という。)の保護者をいう。ただし、次に掲げる者は除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他法令により医療費の額を公費で負担される者</p> <p>(受給資格者の認定)</p> <p>第 4 条 小中学生医療費の支給を受けようとする支給対象者は、規則の定めるところにより、市長に小中学生医療費受給資格認定の申請をし、その認定を受けなければならない。</p> <p>(支給)</p> <p>第 5 条 市長は、前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が対象小中学生の受けた保険給付に係る一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払額に相当する小中学生医療費を支給するものとする。ただし、医療保険各法に基づき規約若しくは定款により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受ける場合は、当該給付額を控除した額とする。</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>第 2 項の申請は、対象小中学生が保険給付を受けた日から起算して 5 年以内に行わなければならない。</p> <p>第 3 略</p> <p>第 4 第 1 項の規定にかかわらず、<u>国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)等の適用を受けている給付対象者</u>については、<u>和歌山県内医療機関等の請求に基づき和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機</u></p>

同等に支払うものとする。

5 略

(支給金の返還)

第8条 市長は、偽りその不正な行為により小中学生医療費の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給した小中学生医療費の全部又は一部を返還させることができる。

2 略

5 略

(支給金の返還)

第8条 市長は、偽りその不正な行為又は第5条の規定により支給すべき額を超えた支給その他過誤払いにより小中学生医療費の支給を受けた者が一部を返還させることができる。

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。